

船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則

○船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則

平成20年3月31日
教育委員会規則第4号

改正 平成22年2月23日教委規則第2号
平成24年6月22日教委規則第14号
平成28年3月31日教委規則第6号

船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則

(平28教委規則6・改称)

船橋市教育委員会は、船橋市立小学校及び中学校体育施設の開放に関する規則（昭和55年教育委員会規則第5号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、船橋市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の体育施設及びプールを学校教育に支障のない範囲内において、スポーツ活動の場として開放し、もってスポーツの普及振興及び市民の健康増進に資することを目的とする。

(平28教委規則6・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 体育施設 運動場及び体育館（いずれも附属設備及び備品を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 開放校 体育施設を開放する学校をいう。
- (3) 登録団体 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者が、スポーツを行うことを目的として組織する10人以上の団体で、船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に登録されたものをいう。ただし、構成員が未成年者の団体にあつては、代表者は成年とし、使用時に立ち会わなければならない。

(平24教委規則14・平28教委規則6・一部改正)

(使用者の範囲)

第3条 体育施設については団体による使用とし、プールについては小学生以上の個人による使用とする。

(平28教委規則6・一部改正)

(開放校の指定等)

第4条 教育委員会は、毎年度スポーツ活動の場として開放校を指定する。

2 教育委員会は、プール開放に関しては、管理運営上、必要な措置を講ずることができる。

(運営委員会)

第5条 開放校の体育施設の効果的な使用を図るため、開放校ごとに学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、当該開放校に係る体育施設使用の企画及び運営並びに体育施設の管理及び事故防止にあたる。

(平24教委規則14・一部改正)

(開放日時)

第6条 開放校の体育施設の開放日時は、開放校ごとに定め、使用時間は、1団体1回につき3時間以内とする。

船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則

- 2 体育館の使用終了時刻は、午後9時とする。
- 3 プールの開放日時は、毎年度学校ごとに定める。
- 4 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開放日時を変更し、又は開放を中止することができる。

(登録等)

第7条 開放校の登録団体として登録しようとする団体の代表者は、学校体育施設使用登録団体登録申請書(第1号様式)に登録団体員名簿(第2号様式)を添えて、当該開放校の運営委員会を経由して教育委員会に申請しなければならない。ただし、登録は一団体につき1校のみとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、その旨を学校体育施設使用登録団体登録可否決定通知書(第3号様式。以下「可否決定通知書」という。)により、当該団体の代表者に通知する。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を認めないものとする。
 - (1) 営利目的での使用と認められるとき。
 - (2) 体育施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 体育施設の管理運営上支障があると認められるとき。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。
 - (5) その他教育委員会が登録を不相当と認めるとき。
- 4 登録団体としての有効期間は、登録された日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

(平24教委規則14・平28教委規則6・一部改正)

(使用の調整)

第8条 前条により登録された団体は、運営委員会の調整に基づき、有効期間内において体育施設を定期的に使用できるものとする。

- 2 登録団体の代表者は、体育施設の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、速やかにその旨を運営委員会に届出なければならない。

(遵守事項)

第9条 登録団体は、体育施設を使用するにあたり、運営委員会の指示に従うほか、可否決定通知書に記載された使用にあたっての遵守事項を守らなければならない。

(使用の取消等)

第10条 教育委員会は、登録団体が体育施設を使用するにあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を取り消し、又は中止させることができる。

- (1) この規則の規定又は使用にあたっての遵守事項に違反したとき。
- (2) 第7条第3項各号のいずれかに該当したとき。

(平24教委規則14・一部改正)

(適用除外)

第11条 学校の体育施設の開放のうち運動場の夜間照明灯の使用を伴うものについては、この規則の規定にかかわらず、船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例(昭和57年船橋市条例第31号)の定めるところによる。

(平28教委規則6・旧第12条繰上)

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則

附 則（平成22年2月23日教委規則第2号）

この規則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成24年6月22日教委規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定（「通勤」を「通勤し」に改める部分に限る。）、第7条第2項の改正規定（「を受理した」を「があつた」に改める部分に限る。）及び第10条の改正規定（「各号」の次に「のいずれか」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条第1項ただし書の規定は、平成25年度以後の体育施設及びプールの使用に係る団体の登録について適用し、平成24年度の体育施設及びプールの使用に係る団体の登録については、なお従前の例による。
- 3 平成24年7月1日前に改正前の船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月31日教委規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則

第 1 号様式

学校体育施設使用登録団体登録申請書

年 月 日

船橋市教育委員会教育長 あて

下記のとおり登録申請します。

学校名	
ふりがな 団体の名称	
代表者氏名	
生年月日	年 月 日
住所	〒
電話番号	
携帯電話番号	
メールアドレス	
緊急連絡先	(氏名) (TEL) (メールアドレス)

団体の活動内容等についてご記入ください。

- ①団体の構成員について ()人
 内訳：小学生()人 中学生()人 高校生()人
 大学生()人 一般 ()人
- ②使用希望施設に○を付けてください。 運動場 ・ 体育館
- ③主な活動種目に1つだけ○を付けてください。
 a 野球 b バレーボール c ソフトボール d バドミントン e 卓球
 f 空手 g サッカー h グラウンドゴルフ
 i バスケット j テニス k その他()
- ④活動の目的は何ですか。1つだけ○を付けてください。
 a 競技力の向上 b 健康維持・増進 c 仲間とのコミュニケーション
- ⑤スポーツ傷害保険に加入していますか。該当する方に○を付けてください。
 有(保険名) ・ 無

他者からの入会希望等の問い合わせがあった場合	問い合わせ	可	・	不可
教えてよい連絡先	氏名		TEL	

船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則

第2号様式

No. _____

登録団体員名簿

団体名 _____

番号	氏名	年齢	在住・在勤・在学	住所 <small>（在住の方は町名まで 在勤の方は通勤先の市内町名まで 在学の方は学校名を記入）</small>	備考
1			在住・在勤・在学		
2			在住・在勤・在学		
3			在住・在勤・在学		
4			在住・在勤・在学		
5			在住・在勤・在学		
6			在住・在勤・在学		
7			在住・在勤・在学		
8			在住・在勤・在学		
9			在住・在勤・在学		
10			在住・在勤・在学		
11			在住・在勤・在学		
12			在住・在勤・在学		
13			在住・在勤・在学		
14			在住・在勤・在学		
15			在住・在勤・在学		
16			在住・在勤・在学		
17			在住・在勤・在学		
18			在住・在勤・在学		
19			在住・在勤・在学		
20			在住・在勤・在学		

第3号様式

学校体育施設使用登録団体登録可否決定通知書

年 月 日

団体名

代表者名 様

船橋市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで申請のあった学校体育施設使用の登録について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 登録団体として登録します。
- 2 登録団体として登録しません。

理由

<使用に当たっての遵守事項>

- 1 許可を受けた体育施設を目的以外の用に使用しないこと。
- 2 使用後は、後始末、清掃を行い、使用前の状態に戻すこと。
- 3 火災予防その他の事故防止に万全を期すこと。
- 4 体育館は、午後9時には戸締まり及びアラームセットを完了すること。
- 5 決められた場所以外への車両の乗り入れはしないこと。
- 6 学校の敷地内では喫煙しないこと。

船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則

第1号様式

(平28教委規則6・全改)

第2号様式

(平28教委規則6・旧第1号様式(乙)繰下)

第3号様式

(平28教委規則6・追加)